

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長
(公 印 省 略)

候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について（通知）

「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（第32次地方制度調査会答申）において、昨今の地方議会議員のなり手不足に関し、地方議会議員の構成において性別や年齢構成の面で多様性を欠いていること、とりわけ人口の半分を占める女性の議員の割合が低いことが課題とされ、多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるように環境を整備する必要があるとされています。

こうした答申にかんがみ、選挙制度に関しても、プライバシーの観点などから立候補に支障を来すおそれがあるとの指摘もあることから、標記について、国政選挙も含め取扱いの見直しを行うこととしました。

具体的には、公職選挙法第86条第13項、第86条の2第13項（第86条の3第2項で準用する場合を含む。）及び第86条の4第11項の規定による候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

また、貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会に対しても、この旨周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 衆議院比例代表選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における名簿による立候補の届出があった旨の告示事項等について

- 1 衆議院比例代表選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における名簿による立候補の届出があった旨の告示事項は、次のとおりとしたこと。

(旧)	届出受理番号、届出年月日、名簿届出政党等、氏名（通称認定された場合は通称のみ）、 <u>性別</u> 、本籍の都道府県、 <u>住所</u> 、 <u>生年月日</u> 、職業、一のウェブサイトアドレス、重複立候補者については当該小選挙区名（衆のみ）、所属又は推薦の別（参のみ）
(新)	届出受理番号、届出年月日、名簿届出政党等、氏名（通称認定された場合は通称のみ）_____、本籍の都道府県、 <u>住所の市区町村まで（※）</u> 、 <u>年齢</u> 、職業、一のウェブサイトアドレス、重複立候補者については当該小選挙区名（衆のみ）、所属又は推薦の別（参のみ） （※）指定都市は行政区まで

2 候補者情報のウェブサイト掲載については、次のとおりとしていること。

名簿届出政党等、氏名（通称認定された場合は通称のみ）、一のウェブサイトアドレス

第2 衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙における立候補の届出があった旨の告示事項等について

1 衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙における立候補の届出があった旨の告示事項は、原則として次のとおりとすることが適当であること。

届出受理番号、届出年月日、届出の別、氏名（通称認定された場合は通称のみ）、本籍の都道府県、住所の市区町村まで（※）、年齢、候補者届出政党（党派）、職業、一のウェブサイトアドレス （※）指定都市は行政区まで

2 候補者情報のウェブサイト掲載については、原則として次のとおりとすることが適当であること。

(旧)	氏名（通称認定された場合は通称のみ）、 <u>性別</u> 、 <u>年齢</u> 、候補者届出政党（党派）、一のウェブサイトアドレス
(新)	氏名（通称認定された場合は通称のみ）_____、候補者届出政党（党派）、一のウェブサイトアドレス

3 なお、旧姓の通称申請があった場合は、戸籍の謄本又は抄本の確認をもって足りることから、当該呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを証するに足りる資料を求めることなく通称認定して差し支えないこと。

第3 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における立候補の届出があった旨の告示事項等について

- 1 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における立候補の届出があった旨の告示事項は、原則として国政選挙の取扱いと同様とすることが適当であること。ただし、候補者住所については、選挙区の大きさ等に応じて住所の市区町村まで又は町字までとするなど、地域の実情を勘案して判断されたいこと。

届出受理番号、届出年月日、届出の別、氏名（通称認定された場合は通称のみ）、本籍の都道府県、選挙区の大きさ等に応じて住所の市区町村まで又は町字まで、年齢、党派、職業、一のウェブサイトアドレス

- 2 候補者情報のウェブサイト掲載については、原則として次のとおりとすることが適当であること。

氏名（通称認定された場合は通称のみ）、党派、一のウェブサイトアドレス

- 3 なお、旧姓の通称申請があった場合は、戸籍の謄本又は抄本の確認をもって足りることから、当該呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを証するに足りる資料を求めることなく通称認定して差し支えないこと。